



河合吾郎

かわいごろう ●河合医療福祉法務事務所。
2001年、社会福祉法人聖隷福祉事業団
聖隷浜松病院に入職。医事課、経理課な
どを経験し、11年に開業。さまざまな角度から
医療機関の運営支援を行い、地域医療
の発展に貢献することを目指す。行政書士、
社会福祉士、医療経営士3級

医療にまつわる 法律のキホン

[第3回]



© vita_design - Fotolia.com

テーマ▶▶健康保険法

介護との連携に必須な 介護保険法の知識

介護保険サービスが 提供されるまでの流れ

医療・介護の連携が重要性を増しています。在宅医療に取り組みうえで、直接的にサービスを展開しなくても、介護保険の概要は押さえておく必要があります。そこで今回は、介護保険法について解説します。

(1) 保険者・被保険者

保険者は原則として市町村および特別区ですが、広域連合や一部事務組合で運営されているケースもあります。市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。

(2) 介護認定までの流れ

健康保険が被保険者証を持参して医療機関で受診するだけで保険給付を受けられるのに対し、介護保険は要介護認定を受けなければ受給できません。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする「要介護認定」と、日常生活に見守りや支援を必要とする「要支援認定」の2種類が規定されています。

申請手順は、①市区町村の窓口で

の申請↓②市区町村の職員などが訪問し、聞き取り調査(認定調査)↓③市区町村からの依頼で、医師が心身の状況について主治医意見書を作成——といった流れです。その後、認定調査結果や主治医意見書に基づくコンピュータによる一次判定、一次判定結果や主治医意見書に基づく介護認定審査会での二次判定を経て、市区町村が要介護度を決定します。

サービスを利用する

るには、「要支援1・2」の介護予防サービス計画書では地域包括支援センターに相談、「要介護1」以上の介護サービス計画書はケアマネジャーのいる居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)に依頼をします。ケアマネジャーは、どのサービスを利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

(3) 介護サービスの種類

介護サービスの種類は多岐にわたります(図)。要介護と要支援によって使えるサービスが分かれているので、注意してください。

今回のお話が介護保険を知るきっかけになり、介護保険事業所との連携拡大につながれば幸いです。

図 介護サービスの利用の手続き

